

けんぽっぽ



Vol.121

2025年9月発行号

リクルート健康保険組合

<https://kempo.recruit.co.jp>



▶2024年度決算のご報告

2025年7月16日に行われた「組合会」で決算が承認されておりますので、ご報告いたします。

▶2025年度 健康チェックのご案内

2025年度の間人ドック・ファミリー健診・単独がん健診（婦人科）についてお知らせいたします。

▶けんぽっぽインフォメーション

- ・被扶養者の方の資格の再認定調査の実施についてお知らせいたします。
- ・令和7年12月2日以降、従来のカード保険証は使用できなくなります。
マイナ保険証への移行概要、資格確認書についてお知らせいたします。



2024年度 決算のご報告

日頃よりリクルート健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
2025年7月16日に行われました第114回組合会にて、2024年度の一般勘定（健康保険）、介護勘定（介護保険）の収支決算が承認されましたので、ご報告いたします。

一般勘定（健康保険）について

- 2024年度の経常収支は、約27.72億円の赤字でした。
2024年度の単年度収支は、
収入：約399.87億円（そのうち別途積立金繰入が49億円）
支出：約378.59億円
となり、約21.28億円の黒字決算となりました。
ただし、収入のうち、49億円を別途積立金から繰入れておりますので、別途積立金を算入しない経常収支は、約27.72億円の赤字でした。

〈収入について〉

健康保険料収入

2024年度のリクルート健保は、保険料率：8.00%を維持しての運営を行いました。
リクルート健保の被保険者数は、102,994人となり、対前年度+5,601人（前年度比：105.75%）と増加。
一人あたり報酬は微増。保険料収入は、343.10億円、対前年度+19.12億円（前年度比：105.90%）となりました。

〈支出について〉

保険給付費

支出のうち、保険給付費（医療費の健保負担分や一時金、手当金などの給付費）は、加入者1人あたりの保険給付費が、167,475円（対前年度+4,626円）と増加。
加入者の増加もあり、保険給付費の総額は200.71億円（前年度比：108.80%）と大きく増加しました。
その中でも、療養給付費（前年度比：108.94%）、薬剤支給（前年度比：113.19%）、傷病手当（前年度比：114.20%）、高額療養費（前年度比：110.35%）の増加が保険給付費全体の増加に大きく影響しました。

納付金

納付金は65歳以上の高齢者医療を支えるための拠出金で、各健保の加入者数や総報酬額などを元に、国が定める計算式によって決まります。
2024年度の納付金は、対前年度+44.61億円、総額158.98億円と大きく増加しました。
日本の高齢者人口シェアがさらに高まる中、今後の納付金負担額は大きく増え続けることが想定されます。

保健事業費

疾病の早期発見を目的とする人間ドックなどの健診補助や、法律で定められた40歳以上の特定健診・特定保健指導を中心に実施しておりますが、2024年度は10.09億円を支出しました。

介護保険の決算報告

- 2024年度の介護勘定は、約4.72億円の黒字でした。
2024年度の単年度収支は、
収入：約40.99億円 支出：約36.27億円
となり、約4.72億円の黒字決算となりました。

〈収入について〉

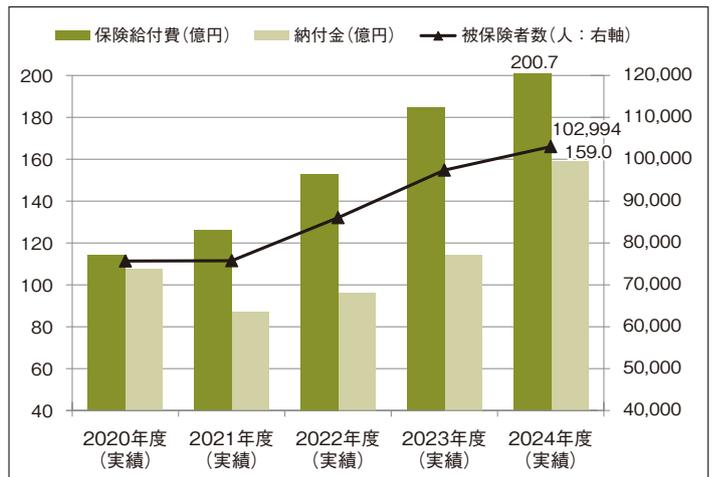
介護保険料収入

2024年度の介護保険の徴収対象者は52,145人となり、対前年度+4,525人（前年度比：109.50%）と増加しました。
介護保険料収入は40.97億円となり、対前年度+3.89億円（前年度比：110.48%）と増加しました。

■一般勘定

(単位：千円)

項目	内容	2023年度	2024年度	前年比
健康保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	32,397,920	34,309,859	105.9%
別途積立金繰入	健保が保有する積立金からの繰入	0	4,900,000	—
その他収入	その他の収入	343,755	777,247	226.1%
収入合計		32,741,675	39,987,106	122.1%
保険給付費	医療費の健保負担分や一時金・手当金などの給付	18,447,413	20,070,563	108.8%
納付金	高齢者医療制度などに対する納付金、拠出金	11,437,297	15,897,817	139.0%
保健事業費	人間ドック、家族向け健診、など疾病予防・健康増進への事業費	904,992	1,009,331	111.5%
財政調整事業拠出金	健保間での財政調整用の拠出金	598,043	595,769	99.6%
その他支出	健保の運営費・その他の支出	274,423	285,642	104.1%
支出合計		31,662,168	37,859,122	119.6%
収支（上記収入－支出）		1,079,507	2,127,984	
単年度収支（積立金繰入を除いた収入－支出）		1,079,507	-2,772,016	



■介護勘定

(単位：千円)

項目	内容	2023年度	2024年度	前年比
介護保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	3,708,332	4,097,087	110.5%
繰入金	前年度の決算残金や準備金からの繰入	0	0	—
その他収入	補助金などその他の収入	19	1,471	7,689.8%
収入合計		3,708,351	4,098,559	110.5%
介護納付金	国の介護事業実向け納付金	3,032,729	3,626,324	119.6%
その他支出	その他の支出	776	564	72.7%
支出合計		3,033,505	3,626,888	119.6%
収支（上記収入－支出）		674,846	471,671	
単年度収支（積立金繰入を除いた収入－支出）		674,846	471,671	

〈支出について〉

介護納付金

介護納付金は、各健保の介護保険徴収対象者の総報酬額を元に、国が定める計算式によって決まります。
2024年度の介護納付金は、36.26億円となり、対前年度+5.94億円（前年度比：119.57%）と増加しました。

2025年度 健康チェックのご案内

リクルート健保では、各種健康チェックサービスを行っております。

2025年度の間人ドック・ファミリー健診・単独がん健診（婦人科）の対象となる方には、例年通り7月中旬にご案内をご自宅宛にお送りしておりますが、あらためてお知らせいたします。

種類	人間ドック	ファミリー健診	単独がん健診(婦人科)
受診資格	2025年4月1日時点でリクルート健康保険組合に加入し、受診日まで継続的に加入している方 ※任意継続保険に加入された方は「継続的」に該当します。		
対象者	2026年3月31日時点で 40歳以上の方	2026年3月31日時点で 19歳以上の被扶養者(家族) 任意継続被保険者(本人)	2026年3月31日時点で 19歳以上の在職中の女性の 被保険者
受診期間	2025年8月1日(金)～2026年2月28日(土) (予約期間は2025年7月11日(金)～2026年1月31日(土))		
自己負担額	10,000円 (一部の健診機関は20,000円)	無 料	
	※受診資格に該当せず受診した場合、全額自己負担となります。後日費用を請求しますので、お気を付けてください。		
予約方法	(株)イーウェルの「KENPOS」サイトから予約申し込み ※詳しい健診予約方法は7月中旬に郵送している案内書、または健保のHPでご確認ください。 ※KENPOS 初回登録時は、保険証記号・保険証番号・保険者番号(8桁)をご入力ください。 保険証の枝番(2桁)は入力不要です。		

検査内容等、詳細はリクルート健保のホームページでもご紹介しています。
(健康サポート ➡ 健康チェック) にてご確認ください。

「けんぽっぽ net」

けんぽっぽ

検索

<https://kempo.recruit.co.jp>



健診を先延ばしにしているませんか？ 年に一度は健診受診！

健診は自分の身体の状態を確認する大切な機会です。思いもよらない病気のサインを見逃さないためにも、**年に1度は健診を受診しましょう。**



40歳以上の方には 「特定保健指導」

《特定保健指導とは》

特定健診(会社の定期健康診断や人間ドック、ファミリー健診)を受診した結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に、**無料**で受けられる生活改善指導プログラムをご案内します。対象の方には、ご案内書類はご自宅宛に簡易書留で送られますので、必ずご確認ください。**特定保健指導は生活習慣を見直す絶好のチャンス！**ご案内が来たら、是非プログラムにご参加ください！

特定検診について

在職中の被保険者(本人)は、会社の定期健康診断またはリクルート健康保険組合が実施する人間ドックを受診すると特定健診を受診したことになります。被扶養者(家族)や任意継続被保険者(本人)は、ファミリー健診または人間ドックを受診すると特定健診を受診したことになります。年度内に複数回の健康診断を受けた場合は、一番先に受けた健康診断が特定健診となります。

安心して健診を受けていただくために

人間ドック・ファミリー健診・単独がん健診を受診される方は、ご自身の体調に十分配慮した上で、ご受診いただくようお願いいたします。発熱等、体調不良の場合は、受診を控えてください。

被扶養者の方の資格の再認定調査を実施いたします。

【実施方法】

- ・マイナンバーを活用した健保における事前審査（対象者全員）
- ・専用サイト「MY HEALTH WEB」でのWeb審査（別途審査が必要な方）

【実施期間】

令和7年10月14日（火）～令和8年1月31日（土）

【対象者】

平成19年3月31日以前に生まれた方で、令和7年3月31日までに認定を受けている方

10月初旬を目途に、調査対象の扶養家族のいる被保険者ご本人宛に、各社社会保険担当者より詳細をメールにてご連絡いたします。メールの見落としにご注意ください。

令和6年度より、マイナンバーを活用し「住基情報」「税情報」により確認対象となる皆様の事前審査を行い、扶養の要件を満たしていることが確認できた方は、非課税証明書等の証明書類を不要とし、「継続認定」とさせていただきますことといたしました。

※健保にマイナンバーを提出していない方は、速やかに各社社会保険担当者経由でご提出ください。

マイナンバーを活用して情報が確認できなかった方や証明書類による確認が必要な方につきましては、引き続きその資格があるかどうかWeb審査にて確認させていただきます。

対象の方には、各社社会保険担当者よりログイン方法等の詳細をメールにてご案内します。

ご注意ください！

Web審査対象者において、専用サイトに一度もログインしていない場合や、必要書類をPDF等で提出していない場合は、扶養の意思がないものと判断され、被扶養者資格が削除されます。

《扶養家族が、既に就職等で他健保・国保加入中の方》

健保HPより「被扶養者（異動）届」をダウンロードし、ご記入の上、各社社会保険担当者へ速やかにご提出ください。対象家族が「保険証」または「有効期限内の資格確認書」をお持ちの場合、届出提出時に返却が必要です。

令和7年12月2日以降、従来のカード保険証が使用できなくなります。

お手元にあるカード保険証の有効期限は、令和7年12月1日です。有効期限到来後は、ご自身で破棄をお願いします。

今後は、マイナ保険証での受診が基本となります。

①マイナンバーカードの取得、②マイナ保険証としての利用登録を実施いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、令和7年9月末時点でマイナ保険証をお持ちでない方には、マイナ保険証利用登録状況を健保でデータ確認の上、資格確認書（カード保険証と同じ機能）を職権交付します。

対象者には、令和7年11月中（カード保険証の有効期限内）に事業所経由で送付されます。

《マイナ保険証としての利用登録状況の確認方法》

マイナンバーカードをお持ちの方は、利用登録がされているかを事前にマイナポータルよりご確認ください！



①マイナポータルにログイン



②「健康保険証」を選択



マイナ保険証としての利用登録の有無を確認できます。

※「登録済」でない方は、利用登録を行うことで、保険証情報が確認できるようになります。

保険証の記号番号等を確認できます。また、資格情報のPDF保存も可能です。

マイナンバーやマイナ保険証に関する詳細は、同封のリーフレットに記載しております。

是非ご一読くださいますよう、よろしくお願いいたします。